

ゴールデンウィーク期間中の ごみ収集のお知らせ

ゴールデンウィーク期間中のごみの収集は次のとおりです。

◎特別収集 4月30日(金)に全ての地区の「燃やせるごみ」を収集します。

月 日	ごみ 収 集	粗大ごみ置き場
4月29日(木・祝)	休み	休み
4月30日(金)	特別収集 妻東、妻西、穂北、三納、 都於郡、三財、東米良地区 の「燃やせるごみ」を収集 します	搬入できます
5月 1日(土)	休み	搬入できます
5月 2日(日)	休み	搬入できます
5月 3日(月・祝)	休み	休み
5月 4日(火・祝)	休み	休み
5月 5日(水・祝)	休み	休み
5月 6日(木)	通常どおり	搬入できます

※ごみは、収集日の朝8時までに決められた集積所に出してください。

※粗大ごみ置き場の搬入時間

午前8時30分～12時、午後1時～4時30分

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

生ごみ処理機器購入費の補助について

西都市では燃やせるごみの減量を図るため、生ごみ処理機器購入費に対する補助を行っています。随時、生活環境課において申請を受け付けておりますので、ご利用ください。

【補助金額】

コンポスト 購入費の1/2 (1基につき上限5千円)

電動生ごみ処理機 購入費の1/3 (1基につき上限2万円)

※補助対象となる金額は、本体購入価格であり、送料、長期保証料、ポイント還元等による割引分、設置・工事費等は対象外です。

【補助の対象】

- ・補助対象者は、市内に居住し、住民基本台帳に記録されている者
- ・コンポストは一世帯につき2基、電動生ごみ処理機は一世帯につき1基を限度とします。
- ・過去に交付を受けたことがある世帯は、補助金が交付された日の属する年度の翌年度から5年間は再申請はできません。ただし、使用不能の場合は除きます。
- ・購入した日から数えて、30日以内に申請することが必要です。

【申請に必要なもの】

- ・領収書(商品名、金額、購入日、購入店名が記載されたもの。
インターネット購入の場合、利用明細書及び支払いを証する書類)
- ・購入したものがわかるカタログや取扱説明書等
- ・申請者本人の通帳(補助金は口座振込になります)
- ・印鑑
- ・世帯員の市税完納証明書(税務課にて発行しております)

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

令和3年度 高齢者肺炎球菌ワクチン接種対象者のご案内

～肺炎は、「日本人の死因第5位」です～

令和3年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者は、以下のとおりです。接種を希望する場合は、指定医療機関に予約をお願いします。

※既に肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）を接種したことがある方は対象外です。

【肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）】

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題となっています。23価肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の90種類以上ある型の中で、病気を引き起こしやすい23種類の型の成分を含んでおり、肺炎の罹患や重症化に対する予防効果が期待されます。

※接種を受けるには「接種券はがき」が必要です。

【持参するもの】健康保険証、**接種券はがき**（4月中旬頃郵送予定）

【対象者】

以下の①または②に該当する方で、過去に肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）を接種したことがない方

①令和3年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方

年齢	生年月日
65歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日
70歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
75歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日
80歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
85歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
90歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
95歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日
100歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

【自己負担額】2,400円（生活保護受給者は無料。証明書が必要です）

【実施期間】令和4年3月31日（木）まで

【接種医療機関】

接種する際は、事前に医療機関に予約をお願いします。

上野医院 44-5100	上山医院 43-1129	宇和田胃腸内科 42-0111
大塚病院 43-0016	黒木胃腸科医院 43-1304	児玉内科クリニック 43-1777
西都病院 43-0143	佐藤クリニック 43-5309	三財病院 44-5221
すぎお医院 41-1177	鶴田クリニック 42-3741	上山整形外科クリニック 41-0808
東米良診療所 46-2335	富田医院 43-0178	西都児湯医療センター 42-1113
久保循環器内科医院 32-0373		

※市外にかかりつけ医がある場合は、市外で受けることができます。直接医療機関にお問合せください。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

軽自動車税(種別割)の減免について

令和3年度軽自動車税(種別割)の減免申請について、以下のとおり受付を行います。身体あるいは精神に障がいのある方が健全な社会生活を営むことができるよう、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。減免を申請される方は、必要書類を添えて提出期限までに届出をしてください。なお、平成31年度～令和2年度に減免の申請をされた方は、別途通知を送付しましたので、その内容に従ってください。

1. 必要書類

提出期限	5月31日(月)
------	----------

【障がい者本人が運転する場合】

- ①軽自動車税(種別割)減免申請書(税務課もしくは市ホームページにあります) ②納税義務者の**個人番号が分かる証明書(マイナンバーカード等)**
 ③運転免許証 ④自動車検査証(車検があるもの) ⑤納税通知書(4月末日発送) ⑥申請者(納税義務者)の印鑑(認め印で可)
 ⑦障がいを証明するもの(身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳) [別表参照]

【生計同一者が運転する場合】※生計同一者…障がい者の方と日常生活を共にしている親族(配偶者、血族6親等以内、姻族3親等以内)

- ①～⑦、⑧通院・通学・生業等の証明書(病院・学校・事業所等が証明するもの)

【常時介護する者が運転する場合】

- ①～⑦、⑨福祉事務所の交付する「軽自動車税(種別割)等に係る常時介護証明書」

※常時介護する者…障がい者等のみで構成される世帯において、通院・通学等のために障がい者所有の軽自動車を継続して日常的に運転する者

2. 減免の対象となる軽自動車の要件

- (1) 自動車検査証に自家用と記載されているもの(営業用は不可)

- (2) **所有者の名義が障がい者本人であること**(以下の①②を除きます)

- ①所有者の名義が生計同一者でよい場合※障がい者が18歳未満(4月1日)の場合

※障がい者が療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で自ら運転をしない場合

- ②使用者の名義を所有者とみなす場合 ※割賦販売等で自動車販売会社等が所有権を留保している場合

- (3) 障がい者本人が運転者であること(以下の①②を除きます)

- ①生計同一者が運転者でよい場合

※障がい者の半年(申請の日以降6ヶ月)以上を見込む通院・通学(通所)・生業等のために週1回以上使用していること

- ②常時介護者が運転者でよい場合 ※障がい者の1年以上を見込む通院・通学(通所)・生業等のために週3回以上使用していること

- (4) 自動車税種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割(県税)を含め、障がい者1人につき1台のみ

※自動車税種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割にも同様な減免措置があるので、高鍋県税事務所(23-0213)へお尋ねください。

ただし、自動車税種別割と軽自動車税(種別割)とで減免を重複して受けることはできません。

3. その他の減免制度 (※詳しくはお問合せください。)

- ・公益のため直接専用するものと認める軽自動車等
- ・その構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等

< 下ページに続く >

[別表] 減免の対象となる障がい者

◎身体障害者手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
視覚障害	1級～3級及び4級の1	
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級 (喉頭摘出手術を受けた者に限る)	
上肢不自由 (上肢機能障害)	1級、2級の1、2級の2及び2級 (両上肢に障がいがあり、身体障害者手帳の旅 客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載の ある者に限る)	
下肢不自由 (下肢機能障害)	1級～6級	1級、2級及び 3級の1
体幹不自由 (体幹機能障害)	1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢機能	1級及び2級 (両上肢に障がいがある者に限る)
	移動機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼう こう又は直腸・小腸の機能障害	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害・肝臓機能障害	1級～3級	
併合障害	1級～4級	1級～3級

上記に関して、不明な点がございましたら、問合せ先へご連絡ください。

◎精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
精神障害	障害の等級 1級	

◎戦傷病者手帳の交付を受けている人

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
視覚障害	特別項症～第4項症	
聴覚障害	特別項症～第4項症	
平衡機能障害	特別項症～第4項症	
音声機能障害	特別項症～第2項症 (喉頭摘出手術を受けた者に限る)	
上肢不自由 (上肢機能障害)	特別項症～第3項症	
下肢不自由 (下肢機能障害)	特別項症～第6項症及 び第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由 (体幹機能障害)	特別項症～第6項症及 び第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼう こう又は直腸・小腸の機能障 害	特別項症～第3項症	

◎療育手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
知的障害	総合判定 A	総合判定 A (ただし、特別支援学校への通学に使用する 者については、B1及びB2を含む)

(文書取扱・問合せ：税務課 市民税係 32-1009)

令和3年度 狂犬病予防集合注射を行います

令和3年度 第1回目の狂犬病予防集合注射を実施します。以下の日程にて各地区を巡回しますので、注射・登録を行ってください。

※犬一頭につき 注射料金3,300円、登録料金3,000円 が必要です（注射は毎年1回接種、登録は生涯1回だけとなります）。

※注射は、この集合注射のほか各動物病院でも接種できます。

※昨年度と実施時間や会場に変更がありますのでご注意ください。

地区	実施日	時間	場所
東米良	5月11日 (火)	9:20 ~ 9:30	銀鏡集会所
		9:45 ~ 9:55	一ノ瀬バス停前
		10:10 ~ 10:25	市東米良支所
		10:55 ~ 11:05	岩井谷地区公民館

地区	実施日	時間	場所
三財地区	5月12日 (水)	9:00 ~ 9:15	戸敷井尻公民館
		9:25 ~ 9:40	前原公民館
		9:50 ~ 10:05	加勢消防器具庫
		10:20 ~ 10:30	元山公民館
		10:40 ~ 10:55	上三財地区健康増進施設
		11:05 ~ 11:20	三財囲公民館
		13:00 ~ 13:10	金倉公民館(旧)
		13:20 ~ 13:35	岩井谷公民館(三財)
		13:45 ~ 14:00	小森公民館
		14:10 ~ 14:25	門田公民館
		14:35 ~ 14:50	並木公民館
		15:05 ~ 15:20	市三財支所
15:30 ~ 15:45	藤田地区集落施設		

地区	実施日	時間	場所
都於郡地区	5月13日 (木)	9:00 ~ 9:15	中村公民館
		9:30 ~ 9:45	馬継谷公民館
		9:55 ~ 10:10	学供筑後館
		10:25 ~ 10:40	市都於郡支所
		10:50 ~ 11:05	黒貫公民館
		11:15 ~ 11:30	青山公民館
		13:30 ~ 13:45	荒武公民館
		13:55 ~ 14:10	旧農協山田出張所
		14:20 ~ 14:35	中山集落研修センター
		14:50 ~ 15:05	八木佐野公民館
		15:15 ~ 15:30	長園公民館
		15:40 ~ 15:55	岩爪公民館

地区	実施日	時間	場所
三納地区	5月18日 (火)	9:00 ~ 9:15	学供宮ノ下館
		9:25 ~ 9:40	三納球場
		9:55 ~ 10:10	竹ノ内公民館
		10:25 ~ 10:40	市三納支所
		13:30 ~ 13:45	長谷公民館
		13:55 ~ 14:10	九流水公民館
		14:20 ~ 14:35	平野集落研修センター
		14:50 ~ 15:05	(株)アグリ西都駐車場 (旧農協川北出張所)

地区	実施日	時間	場所
穂北地区	5月19日 (水)	9:00 ~ 9:15	竹尾集落研修センター
		9:25 ~ 9:40	穂北囲公民館
		9:50 ~ 10:05	上茶公民館
		10:15 ~ 10:30	茶臼原体育館
		13:15 ~ 13:30	下水流公民館
		13:40 ~ 13:55	中須公民館
		14:05 ~ 14:20	市穂北支所
		14:30 ~ 14:45	穂北神社
		14:55 ~ 15:10	山城公民館
		15:20 ~ 15:35	杉安橋南詰

地区	実施日	時間	場所
妻地区	5月21日 (金)	9:00 ~ 9:15	右松村公民館
		9:25 ~ 9:40	学供竹園館
		9:50 ~ 10:05	学供岡富館
		10:15 ~ 10:30	学供黒生野館
		13:30 ~ 13:45	白馬墓地西側駐車場
		13:55 ~ 14:10	調殿公民館
		14:20 ~ 14:35	山角公民館
		14:45 ~ 15:00	市体育館玄関前

地区	実施日	時間	場所
妻地区	5月20日 (木)	9:00 ~ 9:15	松田公民館
		9:20 ~ 9:35	下山路公民館
		9:45 ~ 10:00	上山路公民館
		10:10 ~ 10:25	寺原公民館
		10:35 ~ 10:50	石貫公民館
		11:00 ~ 11:15	法元公民館
		13:30 ~ 13:45	学供三宅館
		13:55 ~ 14:10	学供清水館
		14:20 ~ 14:35	学供鳥子館
		14:45 ~ 15:00	学供赤池館

地区	実施日	時間	場所
全地区	5月23日 (日)	9:00 ~ 9:15	都於郡地区体育館(鹿野田)
		9:25 ~ 9:45	市都於郡支所
		10:00 ~ 10:20	市三財支所
		10:35 ~ 10:50	上三財地区健康増進施設
		11:05 ~ 11:20	市三納支所
		11:30 ~ 11:45	学供宮ノ下館
		13:20 ~ 13:35	杉安郵便局前広場
		13:50 ~ 14:05	市穂北支所
		14:20 ~ 14:50	市役所北駐車場

※注意事項

1. 必ず犬を制御できる人が連れてきてください。
2. 注射後2～3日は犬を安静にしてください。
3. 行き帰り、体温が上がらないよう犬を興奮させないでください。
4. マスクの着用をお願いします。
5. 熱・咳のあるかたは、来場をお控えください。

※次の各事項に該当する犬は動物病院で相談してください。

1. 現在、病気等で動物病院にかかっている犬
2. 現在、妊娠している犬
3. 約1カ月以内に他のワクチンを接種済み、または予定のある犬
4. 以前注射で副作用がおきたことのある犬
5. 興奮する(しやすい)犬
6. その他、体調について相談したい犬

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

「令和3年度西都市子育て世帯等住宅取得助成金」のご案内

西都市では、新築工事・新築住宅の購入・中古住宅の購入により市内に住宅を取得する子育て世帯等に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。新築工事の場合は着工前、住宅購入の場合は引渡し前の事前申請が必要ですので、お早めに以下問合せ先までご相談ください。

また、**本助成金は9月30日（木）をもって終了いたします。対象者は9月30日までに交付決定（以下「3. 補助の流れ」参照）を受ける必要がありますのでご注意ください。**

1. 助成対象者の主な条件

- (1) 夫婦のどちらかが40歳未満、又は中学生以下の子どもを養育し同居していること
- (2) 申請者の属する世帯に西都市税等の滞納がないこと ※申請書提出時に西都市税完納証明書の提出が必要です。
- (3) 自治会への加入を予定していること ※実績報告書提出時に自治会加入証明書の提出が必要です。

2. 助成金額

(1) 基礎額

新築工事又は新築住宅の購入 ※1,000万円以上の住宅が対象	中古住宅の購入 ※500万円以上の住宅が対象
・申請者が転入者で市内業者が施工・販売する場合 100万円	・申請者が転入者の場合 50万円
・申請者が転入者で市外業者が施工・販売する場合 70万円	・申請者が市民の場合 20万円
・申請者が市民で市内業者が施工・販売する場合 50万円	
・申請者が市民で市外業者が施工・販売する場合 20万円	

(2) 加算額

中学生以下の子ども1人につき10万円を加算

3. 補助の流れ

事前相談>契約>申請書提出>交付決定>着工・完成（購入の場合引渡し）>実績報告書提出>交付確定>補助金のお支払い

4. その他

詳細は市ホームページ（以下QRコード参照）をご確認いただくか、「5. 申込み・問合せ先」までご連絡ください。



5. 申込み・問合せ先 西都市移住・定住支援センター 080-6470-4065

（文書取扱：商工観光課 さいとアピール係）

施設園芸振興対策事業補助金について

農業用ハウス（中古）の購入又は補修、燃油削減対策のための設備を購入する施設園芸農家を対象に以下のとおり補助事業を実施します。

1 補助対象者

西都市内に住所又は主たる事務所を有する個人もしくは法人で、市税の滞納がない認定農業者又は認定就農者

2 補助内容等

補助内容	補助対象経費	補助率
中古ハウス 導入事業	・ハウス本体の組立費用 ・ハウス本体の解体費用 及び移設費用	補助対象経費の5分の1以内 又は事業対象のハウス面積 100㎡あたり2万円のいづ れか低い額(上限100万円)
ハウス補強等 事業	・ハウス本体の補強費用 ・ハウス本体の修繕及び 改修費用	補助対象経費の4分の1以内 (上限20万円)
省エネルギー 設備導入事業	・ヒートポンプ ・多層被覆設備(内張2層) ・循環扇 ・多段式サーモ	補助対象経費の5分の1以内

3 その他

補助金申請前の事業着工については、対象外となりますので、補助事業を希望される方は事前に農林課までご相談ください。

4 問い合わせ先

農林課 園芸特産係 32-1003

(文書取扱：農林課)

浄化槽設置に係る補助金について

市では浄化槽普及のため、設置者に対し、予算の範囲内において費用の一部を補助します。

制度の内容は以下のとおりです。

対象区域：次に掲げる①②以外の区域

①公共下水道認可・計画区域

②農業集落排水事業計画区域

※なお、これまで補助の対象外であった、島内、立野、椿原、坂江の一部、童子丸の一部の各地域においては、令和2年度末に公共下水道認可区域から除外となったため、浄化槽設置補助の対象となりました。

※対象区域かどうかについては、お問合せください。

補助対象となる家屋：延床面積の2分の1以上が居住に使われる家屋
(別荘を除く)

※住宅等を借りている場合も、賃貸人の承諾が得られれば対象となります。

補助額：
5人槽 332,000円(新築249,000円)
7人槽 414,000円(新築310,000円)
10人槽 548,000円(新築412,000円)

※単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する際、既設の単独浄化槽を撤去する場合は上記金額に9万円を上限とし上乗せして補助します。

その他：令和4年3月31日(木)までに浄化槽の設置が必要です。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

4月までのマイナンバーカード申請で上限5,000円分のポイントをもらえます 申請期限が1カ月延長されました

今月の4月までにマイナンバーカードを申請すると、上限5,000円分のマイナポイントをもらえます。

マイナポイントは、キャッシュレスで2万円のチャージまたは買い物をすると1人あたり25%分のポイント(上限5,000円)が付与されるもので、対応したキャッシュレス決済サービスが使えるお店でご利用いただけます。

○マイナポイントのご利用までの流れ

STEP 1 マイナンバーカードを申請し、取得する

※今月4月までに申請した方が、マイナポイント付与の対象です。

STEP 2 マイナポイントの申込みを行う

STEP 3 選択した決済サービスでマイナポイントを利用する

マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンやパソコンをお持ちでない方を対象に、マイナポイントの申込みを支援します。

○マイナポイント手続スポット

1 支援場所 西都市役所3階 商工観光課

※まちづくり西都KOKOKARAでのサポートは3月31日をもって終了となりました。

2 必要なもの ①マイナンバーカード

②マイナンバーカードの暗証番号(数字4桁)

③キャッシュレス決済サービスの媒体

※マイナポイントに対応したものに限りです

【お問合せ先】

・マイナンバーカード及びマイナポイント全般

マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) 0120-95-0178

・マイナンバーカード申請及び取得の予約等に関すること

市民課 マイナンバーカード係 35-3020

・マイナポイント申込の支援に関すること

商工観光課 産業振興係 43-3222

(文書取扱：商工観光課)

各支所でマイナンバーカード

新規申請受付ができます

市民課及び各支所では、マイナンバーカードの新規申請受付（写真撮影含む）を無料で行っています。新規申請時に一度来庁するだけで、マイナンバーカードが本人限定受取郵便等でご自宅に届きます。ただし、申請から約1か月程度日数がかかります。

- 市民課 35-3020 ●穂北支所 43-1113
- 三納支所 45-1111 ●都於郡支所 44-5222
- 三財支所 44-5111 ●東米良支所 49-3031

【休日申請・交付】

平日に都合がつかない方は、市民課窓口で申請等ができます。
（各支所では、休日申請等はありません）

日時：4月25日（日）、5月9日（日）・23日（日）
午前9時～午後3時

- 予約・問合せ：市民課 マイナンバーカード係 35-3020

【マイナンバーカード有効期限通知書（青色の封筒）】

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、5年間有効です。
6月が誕生月の方は、5月中旬ごろまでに有効期限通知書（青色の封筒）が届きますので、電話予約をしてからマイナンバーカードと有効期限通知書、カード交付時に設定した暗証番号を市民課までご持参ください。

なお、更新手続きは、誕生日の3か月前からできます（各支所では更新手続きはできません）。

署名用電子証明書・・・6～16桁の英数字
利用者証明用電子証明書・・・4桁の数字

- 予約・問合せ：市民課 マイナンバーカード係 35-3020

※マイナンバーに関する手続きは事前に電話予約が必要です。予約のない方は、他の方に迷惑がかかりますので、お断りする場合があります。

（文書取扱：市民課）

令和3年度銃砲刀剣類登録審査会のお知らせ

1 日程

5月21日（金）	銃砲審査	有
8月20日（金）	銃砲審査	無
11月5日（金）	銃砲審査	有
令和4年2月4日（金）	銃砲審査	無

※古式銃砲の審査については、5月、11月を予定しています。新型コロナウイルスの状況次第では延期・中止する場合があります。

2 時間

午前9時30分から正午まで
午後1時から午後4時まで（最終受付は午後3時30分）

3 会場

宮崎県庁9号館3階 932号室、933号室（8月審査会）
宮崎県防災庁舎7階 防75、防76号室（8月審査会以外）

4 審査当日持参するもの

- （1）当該銃砲刀剣類
- （2）宮崎県収入証紙 県庁内（宮崎県職員互助会）にて購入可能
1件につき 新規登録申請 6,300円
再交付 3,500円
製作承認 800円
- （3）発見届出済書（所轄警察署発行）（但し、新規登録の場合）
- （4）委任状（申請者が止むを得ない事情で審査を受けられず代理人に委任する場合）
- （5）銃砲の製造・渡来年証明資料（但し、申請に係る銃砲が日本製銃砲にあってはおおむね慶応三年以前に製造されたこと、外国製銃砲にあってはおおむね同年以前に我が国に伝来していたことを証明する資料等がある場合）

5 連絡先

宮崎県教育庁 文化財課 0985-26-7250
宮崎市橋通東1丁目9番10号

（文書取扱・問合せ：社会教育課 文化財係 43-0846）

「男性介護者カフェ」を開催します

5月は「参加者同士の交流会」を行います

自宅で家族を介護されている男性が集まり、悩みや困りごとを共感し合える場、役立つ知識や情報の共有の場として「男性介護者カフェ」を開催します。

今月は、新年度になり第1回目の男性介護者カフェになります。介護経験のある方、ご夫婦やご家族同伴での参加でも構いません。是非お気軽にご参加下さい。たくさんの方々の参加をお待ちしています。

【開催日】 5月14日（金）午後1時30分～3時30分
※本年度より奇数月第2金曜日に変更になっています。

【開催場所】 うからや（妻町2丁目53番地）※駐車場は建物裏

【対象者】 市内在住で、高齢者を介護している男性介護者等

【内容】 参加者同士の交流会等

【参加費】 無料

【申込先】 西都市南地区地域包括支援センター（担当：小牧朋子）
41-0511
西都市北地区地域包括支援センター（担当：小牧真由美）
32-9595

- ※参加希望の方は電話にてお申込みください。当日参加も可能です。
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となった場合は、個別にご連絡をいたします。
- ※ご参加前の体温測定および参加時のマスク着用をお願いいたします。また、水筒など水分補給できるものをご持参願います。

（文書取扱：健康管理課）

令和3年度手話奉仕員養成講座のお知らせ

手話を通じて聴覚に障がいのある人との交流をはかり、お互いに理解し合うことを目的とした手話奉仕員養成講座を次のとおり開催します。
あなたも一緒に手話をしてみませんか。

【日程】 毎週火曜日 午後7時30分～9時30分
（5月11日～令和4年3月22日）

【場所】 西都市公民館

【開講日】 5月11日（火）

【必要なもの】 印鑑・筆記用具・受講費用 6,000円程度
（受講費用）①テキスト資料代 4,000円程度
②県聴障協ニュース 2,000円程度

【申込先】 福祉事務所 障害福祉係

【受付時間】 4月15日（木）～5月10日（月）
平日（月～金曜日）
午前8時30分～午後5時15分

※詳しいことは、福祉事務所 障害福祉係（43-1206）までお問合せください。

（文書取扱：福祉事務所）

「西都市中学校再編計画（案）」についてのご意見を募集します

西都市では、市立中学校における1学年1学級の学校規模を解消し、心身ともに大きく成長する時期である中学生の社会性や協調性を養い、生徒一人一人の資質や能力を伸ばすことができるより良い教育環境を整備するため、中学校再編による学校規模の適正化を推進しています。

この度、再編後の中学校を魅力あるものとするを旨とし、「西都市中学校再編計画（案）」をまとめましたので、市民の皆さんのご意見を以下のおり募集します。なお、いただいたご意見に対しまして、直接または個々の返信はいたしませんのでご了承ください。

【意見募集期間】

7月14日（水）まで

※募集期間は変更する場合があります。詳しくは市ホームページでご確認ください。

【閲覧方法】

市ホームページ、西都市役所（情報コーナー、教育政策課、各支所）

【意見募集の対象者】

市内に在住・在勤・在学の方

市内に事業所を持つ個人・法人・その他の団体

【意見の提出方法】

◆郵送または持参 〒881-8501

西都市聖陵町2丁目1番地

西都市教育委員会 教育政策課 教育総務係

◆FAX 43-4865

◆電子メール kyouiku@city.saito.lg.jp

※様式は任意ですが、住所・氏名（法人の場合は団体名及び代表者名）・連絡先（電話番号等）を記入してください。

（文書取扱・問合せ：教育政策課 教育総務係 43-3106）

第35回国民文化祭、第20回全国障害者芸術・文化祭

西都市総合文化フェスティバル

民俗芸能大会・芸能大会 参加団体募集

「第35回国民文化祭、第20回全国障害者・芸術文化祭」の中で行われます「西都市総合文化フェスティバル『芸能大会』『民俗芸能大会』」の参加団体を募集します。

【募集内容】西都市に拠点を置き芸能活動を行っている団体もしくは個人
（例：舞踊、民謡、大正琴、太極拳、伝統芸能、盆踊り、演劇等）

【公演期日】＜民俗芸能大会＞ 10月2日（土）
＜芸能大会＞ 10月3日（日）

【公演会場】西都市民会館

【申込締切】5月31日（月）
※電話等で、事務局にご連絡ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況も踏まえながら、日程や出演団体数等を調整させていただきます。

また、申込み多数の場合にも調整をさせていただく場合がございます。
※参加費は無料です。

【申込み・問合せ】

〒881-0003

西都市大字右松2606番地1 西都市公民館内

国民文化祭西都市実行委員会事務局（社会教育課） 43-3479

（文書取扱：社会教育課 社会教育係）

ジュニア・リーダークラブ「夢民」で 一緒に活動しませんか

西都市ジュニア・リーダークラブ「夢民（むーみん）」では、「子ども会のお手伝い」や「ボランティア活動」をはじめとする各種活動に取り組んでいます。

新中学1年生～高校3年生で様々な体験がしたい君を、「夢民」はお待ちしております。

【主な活動（令和2年度の例）】

クリスマス会（子ども会対象）の企画・運営、BBQ（野外炊飯活動）、ウォークラリーの企画・運営、気球搭乗体験ボランティアスタッフ、クラブジャンパーのデザイン、広告紙作成（講習&実習）

【活動日】

定例会：毎月第3日曜日 各種活動：随時

【入会条件】

西都市内に在住もしくは在学の中・高生

【年会費】

2,000円

【申込締切】

随時

【問合せ先】

社会教育課 社会教育係 43-3479

（文書取扱：社会教育課）

西都童謡を歌う会 団員募集

「西都童謡を歌う会」では、以下のとおり団員を募集しております。楽しい雰囲気の中で、コーラスの練習をしています。是非、お気軽にご参加ください。見学も自由です。みんなで楽しく歌いましょう。

【練習日時】 毎週火曜日 午前10時～12時

【場 所】 フリースペースうからや（西都市妻町2丁目53番地）

【対 象 者】 合唱に興味のある方ならどなたでも。経験は問いません。

【問 合 せ】 西都童謡を歌う会（担当：本田）
090-6553-9886

（文書取扱：社会教育課）

行政相談のご案内

行政相談所では、国・県・市町村、独立行政法人、特殊法人（JR、日本郵便株式会社等）の仕事について、皆様から受けた苦情や意見・要望などを公正・中立な立場から、解決や実現を促進するお手伝いをしております。相談は無料で、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

○日時：5月13日（木）午前10時～12時
次回は、6月10日（木）午前10時～12時

○場所：西都市コミュニティセンター 2階 図書室

○お問合せ：生活環境課 市民生活係
43-1589

（文書取扱：生活環境課）

たかなべ障害者就業・生活支援センター 定期相談について

西都市において、「たかなべ障害者就業・生活支援センター」による定期相談が、次のとおり行われます。

- 【相談日】毎月第3木曜日
- 【時間】午前9時から12時まで
- 【場所】西都市保健センター 1階 相談室
- 【対象者】障がいのある方およびそのご家族の方、企業の方
- 【相談内容】障がいのある方の就職や生活の相談
企業の障がい者雇用に関する相談など

詳しくは、たかなべ障害者就業・生活支援センター（32-0035）までお問合せください。

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

宮崎県発達障害者支援センター 出張相談について

西都市では毎週1回、宮崎県発達障害者支援センターによる出張相談が開催されております。

- 日時：毎週火曜日 午前10時～午後4時
- 場所：西都市保健センター
※日によって場所が異なることがありますので、事前にご確認をお願いします。
- 対象者：発達障害をもつ方や発達障害の疑いのある方、及びその家族または関係する方。
- 問合せ先：宮崎県発達障害者支援センター 0985-85-7660

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

司法書士による消費生活無料相談をご利用ください

西都市では**司法書士による無料の消費生活相談**を行っています。**借金問題、訪問販売や架空請求による被害**などでお困りの方は是非ご利用ください。

- 日時：5月11日（火）午後1時～4時
次回は6月1日（火）午後1時～4時
※相談時間はお一人約30分です。
- 相談方法：新型コロナウイルス感染防止のため、予約した日時に司法書士から相談者に電話をかけて行います。
- 申込先：生活環境課 市民生活係 43-1589
※予約の方が優先となりますので、必ず事前にお電話ください。

（文書取扱：生活環境課）

高鍋年金事務所が出張年金相談を行います

予約が必要ですので高鍋年金事務所に電話でお申込みください

高鍋年金事務所では、年金に関する各種手続きについて出張相談を行っています。老齢厚生年金・遺族厚生年金などの手続きや相談もできますので、ご利用ください。なお、予約が必要ですので高鍋年金事務所に電話でお申し込みください。

- 【相談日】 5月20日（木） ※次回は6月17日（木）
 【時間】 午前10時～12時、午後1時～3時
 【場所】 市民課 年金係

年金相談は事前に電話予約が必要です

【予約先】

高鍋年金事務所 0983-23-5111

【予約方法】

- 相談日の1カ月前から受付します。
 (例：5/20の相談日の場合は、4/20から受付開始)
- 電話予約の時には、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・相談内容をお知らせください。
 また、年金相談日に持参するものをご確認ください。
- 相談日にはできるだけ本人がおいでください。
 代理の場合は、委任状・代理の方の身分証明書（運転免許証など）をご用意ください。

(文書取扱：市民課)

西都市青少年育成センター一便り

あの子どもこの子ども
みんなの子

を合い言葉に

みんなで守ろう地域の子
みんなで育てよう地域の子

◆◆まず◆◆

- 大人同士であいさつを交わし、知り合いになり、遠慮のない話や相談ができる地域づくりに努めましょう。
- あいさつや声かけをし、地域の子どもを知りましょう。

◆◆その上で◆◆

- ◇子どもたちの様子をしっかりと見守り、よいことは褒め、悪いことはきちんと指導しましょう。
- ◇地域の活動には親子で一緒に参加しましょう。
- ◇力を合わせて子どもたちの登下校の安全確保に努力しましょう。
- ◇不審な行動をとる人を見たら、すぐに警察や学校に連絡しましょう。

子どものことで悩みはありませんか。
 気軽にお電話ください。
 受付は火・水・木曜
 午後1時～4時 43-1616

(文書取扱：西都市青少年育成センター [社会教育課内])

図書館だより5月号 西都市立図書館 (43-0584)

5月の休館日 6・10・17・24・31日

●貸出の際、「除菌BOX」をご自由にお使いください

- ・45秒間紫外線除菌をします。
- ・中が青く光っている時は扉を開けないでください。
- ・前の方の本が入ったままの場合は、カウンターへお声掛けください。

●子ども読書週間に手作りプレゼント配布します

日時：4月24日(土)～5月12日(水)

『子ども読書の週間』とは子どもたちにもっと本を、もっと本を読む場所をとの願いから1959年に誕生しました。

期間内に、本を借りていただくと、先着100名様に図書館手作りしおりを差し上げます。

また図書館指定の用紙に、感想を書いてこの期間内に提出いただくと手作のカードケースを先着20名様に差し上げます。詳しい内容は図書館ホームページ・フェイスブック・ツイッターをご覧ください。

●母の日イベントを開催します

「樹脂粘土で作るオリジナルミニチュアケーキ」作り

ペットボトルキャップに樹脂粘土で作った小さな果物等を飾り、かわいいミニチュアケーキを作ってお母さんにプレゼントしませんか。

日時：5月9日(日) 10時～12時

場所：西都市立図書館

料金：無料 事前申込み制

定員：8組(小学校3年生以下は保護者同伴。1人2個作ります)

※詳しい内容やお申込みは図書館にお問合せください。

※コロナウイルス感染症防止の為、やむなく中止する場合があります。

【一般図書新刊のご案内】

- ◎オンラインイベントのはじめかた (中津川 篤司)
- ◎免疫力を高めてウイルスを遠ざける7秒うがい (照山 裕子)
- ◎発達障害の人のための就活ハック (窪 貴志)
- ◎POP1年生 (山口 茂)
- ◎60代ミッション (齋藤 孝)
- ◎こねないふとらない食パン (茨木 くみ子)
- ◎連作でよく育つ野菜づくり (木嶋 利男)
- ◎帝王切開で出産したママに贈る30のエール (細田 恭子)

【児童図書新刊のご案内】 ☆は絵本です

- ☆おそうじロボットのキュキュ (こもり まこと)
- ☆ゆめげきじょう (くさなり)
- ☆おにぎりさんきょうだい (つぼい じゅり)
- ☆ことばたんてい きょうふのばらばらじけん (平田 昌広)
- ☆こぐまとブランケット (L・J・R・ケリー)
- ◎ピラミッドのサバイバル4 (洪 在徹)
- ◎日本のこと 伝統・文化・風習 (森崎 達也)
- ◎プログラミングって何? IT社会のしくみ (関 和之)
- ◎ふしぎ駄菓子屋銭天堂にようこそ (廣嶋 玲子)

(文書取扱・問合せ：社会教育課 図書館係 TEL 43-0584 FAX 41-1113)

第1回西都市職員採用試験を次のとおり行います

1. 試験区分・採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務1	若干名	一般的な行政の事務に従事します。
保健師	若干名	保健師としての専門的業務又は一般的な行政の事務に従事します。
土木技術	若干名	土木の専門的業務又は一般的な事務に従事します。

2. 受験資格

試験区分	受験資格		
	年齢	学歴	資格・免許等
一般事務1 (大学卒業程度)	平成3年4月2日以降に生まれた人	学校教育法に基づく大学（短期大学は除く）又はこれと同等と認める大学校等を卒業、又は令和4年3月までに確実に卒業することが見込まれる人。	問いません。
保健師	平成3年4月2日以降に生まれた人	学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を有する人。ただし、令和4年3月新規高等学校卒業者を除く。	有資格者又は令和4年3月末日までに資格取得見込みの人。
土木技術	昭和56年4月2日以降に生まれた人	学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を有する人。ただし、令和4年3月新規高等学校卒業者を除く。	問いません。

3. 欠格条項（次のうち、いずれか1つに該当する人は受験できません。）

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 試験の日程・会場・合格発表

試験の区分	試験日時	試験会場	合格発表
第一次試験	令和3年6月20日（日） 受付時間 午前8時30分から 午前9時15分まで 試験開始時間 午前9時30分 試験終了時間 一般事務 午前11時30分頃 一般事務以外 午後 2時00分頃	西都市立 妻中学校	市役所前の市の掲示板に掲示するほか、市のホームページにも掲載します。また、合格者には別途通知します。
第二次試験	第一次試験合格者に別途通知します。		

※当日は必ず定刻までにおいでください。遅刻は原則として認めません。

※新型コロナウイルス感染防止のため、試験当日は必ずマスクを着用して下さい。

※試験時間中の携帯電話の使用はできません。時計は計時機能だけのものに限りです。

※保健師・土木技術を受験される方は午後まで試験が行われますので各自昼食を準備して下さい。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、試験の日時や会場、試験の方法等を変更する場合があります。

5. 試験の方法

試験の区分	試験科目	出題内容
第一次試験	教養試験	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての多岐選択式による筆記試験（全職種120分）
	専門試験	保健師の試験区分のみ（90分） 【出題分野】公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
		土木技術の試験区分のみ（90分） 【出題分野】数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
第二次試験	人物試験（個人面接、小論文試験）	

※第二次試験における試験科目は現時点でのものです。それぞれの試験前に変更する場合があります。

6. 受験手続

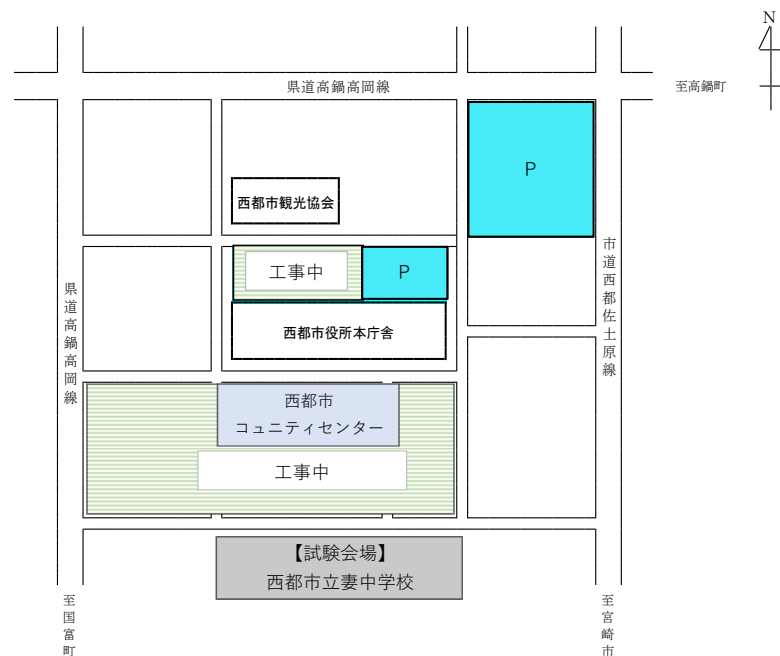
- (1) 受付期間 令和3年4月19日（月）から 令和3年5月14日（金）まで
- (2) 受付時間 期間中の月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで
ただし、祝日を除く。
※郵送の場合は5月14日（金）までの消印のあるものに限りま。
- (3) 受験申込書の請求
 - ① 受験申込書等は、西都市役所総務課職員係（西都市役所本庁舎3階）で交付します。
 - ② 郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った返信用の宛先明記の封筒（29.7cm×21.0cm以上のA4判の入るもの）を必ず同封してください。
- (4) 受験手続
 - ① 「受験申込書」と「受験票」は、総務課職員係で受け取ります。
 - ② 「受験票」は受け取後郵送しますので、申込みの際に宛先明記のうえ63円切手を貼ってください。
 - ③ 申込みは一職種区分に限ります。なお、受け取後の試験区分の変更は認めません。
 - ④ 受験申込書等の提出時には、記入漏れ、切手及び写真の貼り漏れ等不備のないよう確認してください。不備等がある場合は再度提出していただきますが、受付期間を超えて再提出の受付はできません（受験できなくなります）のでご注意ください。

7. 合格から採用まで

- (1) 試験結果によっては、採用されない試験区分もあります。
- (2) 合格者は、採用候補者名簿（1年間有効）に登載し、欠員が生じた場合に採用します。
- (3) 給与及び勤務条件等については、「西都市職員の給与に関する条例」及び「西都市職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例」に従い決定されます。

8. 試験会場

西都市立妻中学校 〒881-0003 西都市大字右松2534番地 TEL0983-43-3219



【問い合わせ先】西都市役所 総務課職員係
〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地 TEL0983-32-1007(直通)